

令和06年分の申告書等送信票（兼送付書）

この送信票（兼送付書）は、電子データで送信した書類や別途税務署に提出する必要がある書類をご確認いただくものです。
提出する書類のない方は、この送信票（兼送付書）の提出は不要です。

受付印	
住所	(〒254-0036) 神奈川県平塚市宮松町12番-18-432号
氏名	ムナカタ ヒサオ 宗像 尚郎
整理番号	利用者識別番号 1621-0121-0792-6053
受付日時	令和7年02月18日 21:43:46
税理士等 氏名・名称	税理士等 電話番号 ()
特記事項	

「別途提出」欄に 印のある書類は、この送信票（兼送付書）と一緒に提出してください。

電子 送信	提出 省略	別途 提出	送信（送付）書類名
			申告書第一表
			申告書第二表
			申告書第三表（分離課税用）
			給与所得の源泉徴収票情報
			譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】
			《措法35条1項の適用に必要な次に掲げる書類》
			・（譲渡契約を締結した日の前日において譲渡者の住民票に記載されていた住所と譲渡（売却）資産の所在地とが異なる場合には、戸籍の附票の写しなど、譲渡（売却）資産が居住用財産に該当することを明らかにするもの）
			医療費控除の明細書（兼医療費通知の記載事項）
			医療費通知

添付書類の 提出	提出書類	この送信票（兼送付書）と上記「別途提出」欄に 印のある書類
	提出先	郵便又は信書便で送付する場合：右下に表示されている宛先 税務署の受付又は時間外収受箱へ提出する場合：住所地の所轄税務署
	提出方法	以下のいずれかの方法で遅滞なく提出してください。 ・郵便又は信書便で送付（送料は負担願います。） ・税務署の受付に持参 ・税務署の時間外収受箱へ投函

納付方法

令和6年分の所得税及び復興特別所得税の申告と納税は、令和7年3月17日（月）までです。

申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありませんので、振替納税（期限内に申告された方に限ります）、電子納税、クレジットカード納付、スマホアプリ納付、コンビニQR納付又は金融機関等での窓口納付のいずれかの方法で、期限内に納付してください。
詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

提出先（郵送等で提出する際に切り離してご利用ください。）

254-8534

平塚市浅間町9番1号

東京国税局業務センター平塚分室
（平塚税務署）行

申告書等を持参される場合は、上記（ ）内の税務署へお持ちください。

整理番号

令和 06 年分の所得税及び復興特別所得税の申告内容確認票

第二表

神奈川県平塚市宮松町12番-18-432号
住所
宗像 尚郎
フリガナ ムナカタ ヒサオ

Table with 4 columns: 保険料等の種類, 支払保険料等の計, うち年末調整等以外, 源泉徴収票の額. Includes items like 源泉徴収票の額 (1,757,208), 新生命保険料 (275,876), etc.

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

Table with 4 columns: 所得の種類, 種目, 収入金額, 源泉徴収税額. Total source tax amount: 2,031,509.

総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (11)

Table with 4 columns: 所得の種類, 収入金額, 必要経費等, 差引金額.

本人に関する事項: 寡婦, ひとり親, 勤労学生, 障害者, 特別障害者. Includes checkboxes for death, divorce, etc.

雑損控除に関する事項 (26)

Table with 3 columns: 損害の原因, 損害年月日, 損害を受けた資産の種類など. Includes 損害金額 and 保険金などで補填される金額.

寄附金控除に関する事項 (28)

寄附先の名称等: 埼玉県さいたま市... 寄附金: 404,000. 特例適用条文等: 措法41の18の3

配偶者や親族に関する事項 (20~23, 34, 39, 44)

Table with 10 columns: 氏名, 個人番号, 続柄, 生年月日, 障害者, 国外居住, 住宅, 住民税, その他. Includes 宗像祐子.

事業専従者に関する事項 (30)

Table with 5 columns: 事業専従者の氏名, 個人番号, 続柄, 生年月日, 従事月数・程度・仕事の内容, 専従者給与(控除)額.

住民税・事業税に関する事項

Table with 10 columns: 住民税 (非上場株式の少額配当等, 非居住者の特例, etc.), 事業税 (非課税所得など, 不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額, etc.).

税理士署名・電話番号

Small table for tax preparer signature and phone number.

令和 06 年分の 所得税及び復興特別所得税の申告内容確認票(分離課税用)

第三表

住所 神奈川県平塚市宮松町12番-18-432号
氏名 ムナカタ ヒサオ 宗像 尚郎

整理番号

特例適用条文			
法	条	項	号
所法	損法	震法	35
所法	損法	震法	
所法	損法	震法	

国税庁HP(2025:02:18;21:44:16.0r) (単位は円)

収入金額		所得金額		税金の計算	
短期譲渡	一般分	短期譲渡	一般分	⑦⑨	対応分
長期譲渡	一般分	長期譲渡	一般分	⑧①	対応分
長期譲渡	特定分	長期譲渡	特定分	⑧②	対応分
長期譲渡	軽課分	長期譲渡	軽課分	⑧③	対応分
一般株式等の譲渡		一般株式等の譲渡		⑧④	対応分
上場株式等の譲渡		上場株式等の譲渡		⑧⑤	対応分
上場株式等の配当等		上場株式等の配当等		⑧⑥	対応分
先物取引		先物取引		⑧⑦	対応分
山林		山林		⑧⑧	対応分
退職		退職		⑧⑨	対応分
総合課税の合計額	⑫	総合課税の合計額	⑫	⑫	13747626
所得から差し引かれる金額	⑳	所得から差し引かれる金額	⑳	⑳	2273190
課税される所得金額	⑬	課税される所得金額	⑬	⑬	11474000
⑬	対応分	⑬	対応分	⑬	11474000
⑭	対応分	⑭	対応分	⑭	0000
⑮	対応分	⑮	対応分	⑮	0000
⑯	対応分	⑯	対応分	⑯	0000
⑰	対応分	⑰	対応分	⑰	0000
⑱	対応分	⑱	対応分	⑱	0000
㉑	対応分	㉑	対応分	㉑	0000

税金の計算		その他の	
⑦⑨	対応分	⑧⑦	対応分
⑧①	対応分	⑧⑧	対応分
⑧②	対応分	⑧⑨	対応分
⑧③	対応分	⑧⑩	対応分
⑧④	対応分	⑧⑪	対応分
⑧⑤	対応分	⑧⑫	対応分
⑧⑥	対応分	⑧⑬	対応分
⑧⑦から⑧⑭までの合計	⑧⑮	⑧⑯	対応分
株式等配当先物取引	⑧⑰	株式等配当先物取引	⑧⑱
株式等配当先物取引	⑧⑲	株式等配当先物取引	⑧㉑

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
長期一般	神奈川県横浜市中山区山下町87番地	36,698,342	21,101,658	21,101,658
差引金額の合計額		⑩①	21,101,658	
特別控除額の合計額		⑩②	21,101,658	

○ 上場株式等の譲渡所得等に関する事項

上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額	⑩③
------------------------	----

○ 退職所得に関する事項

区分	収入金額	退職所得控除額
一般	円	円
短期		
特定役員		

譲渡所得の内訳書

(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

【令和 06 年分】

名簿番号

提出 3 枚のうちの 1

この用紙は控用です。

この内訳書は、土地や建物の譲渡(売却)による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。
「譲渡所得の申告のしかた」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。)を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

なお、国税庁ホームページでは、画面の案内に沿って収入金額などの必要項目を入力することにより、この内訳書や確定申告書などを作成することができます。

現住所	神奈川県平塚市宮松町12番-18-432号	フリガナ	ムナカタ ヒサオ
(前住所)	()	氏名	宗像 尚郎
電話番号 (連絡先)	080-5433-7359	職業	会社員

譲渡(売却)した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

関与税理士名

(電話)

契約1
所在地

神奈川県横浜市中区山下町87番地1

契約2
所在地契約3
所在地

(令和5年分以降用)

2 面

名簿番号

1 譲渡(売却)された土地・建物について記載してください。

(1) どの土地・建物を譲渡(売却)されましたか。

所在地	所在地番	神奈川県横浜市中区山下町 8 7 番地 1
	住居表示	神奈川県横浜市中区山下町 8 7 - 1 クリオレメント 1 2 0 3

この用紙は控用です。

(2) どのような土地・建物をいつ譲渡(売却)されましたか。

土地	<input type="checkbox"/> 宅地	<input type="checkbox"/> 田	(実測) m ²	利用状況	<input checked="" type="checkbox"/> 自己の居住用 (居住期間 1999年 6月 ~ 2024年 3月)	売買契約日
	<input type="checkbox"/> 山林	<input type="checkbox"/> 畑	10.25			<input type="checkbox"/> 自己の事業用
建物	<input type="checkbox"/> 雑種地	<input type="checkbox"/> 借地権	(公簿等) m ²	<input type="checkbox"/> 貸付用	引き渡した日	R 6年 8月 29日
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()	56.02	<input type="checkbox"/> 未利用		
	<input type="checkbox"/> 居宅	<input checked="" type="checkbox"/> マンション		<input type="checkbox"/> その他 ()		
	<input type="checkbox"/> 店舗	<input type="checkbox"/> 事務所				
	<input type="checkbox"/> その他 ()					

次の欄は、譲渡(売却)された土地・建物が共有の場合に記載してください。

あなたの持分		共	(住所)	(氏名)	持	土地	建物
土地	建物	有	(住所)	(氏名)	分		
		者	(住所)	(氏名)	分		

(3) どなたに譲渡(売却)されましたか。

(4) いくらで譲渡(売却)されましたか。

買主	住所 (所在地)	東京都渋谷区神泉町 9 番 6 号		譲渡価額	円
	氏名 (名称)	明和地所株式会社	職業 (業種) 不動産業		
				57,800,000	

【参考事項】

代金の	1 回目	2 回目	3 回目	未収金
受領状況	R 6年 7月 21日	R 6年 8月 29日	年 月 日	年 月 日(予定)
	3,000,000円	54,800,000円	円	円

お売りになった理由	<input type="checkbox"/> 買主から頼まれたため	<input type="checkbox"/> 借入金を返済するため
	<input checked="" type="checkbox"/> 他の資産を購入するため	<input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 事業資金を捻出するため	()

この用紙は控用です。

2 譲渡(売却)された土地・建物の購入(建築)代金などについて記載してください。

(1) 譲渡(売却)された土地・建物は、どなたから、いつ、いくらで購入(建築)されましたか。

購入 建築 価額の内訳	購入(建築)先・支払先		購入 建築 年月日	購入・建築代金 又は譲渡価額の5%
	住所(所在地)	氏名(名称)		
土地	東京都渋谷区神泉町9番6号	明和地所株式会社	H 10・ 4・ 8	18,353,000 円
印紙代	東京都渋谷区神泉町9番6号	明和地所株式会社	H 10・ 4・ 8	6,333 円
			・ ・	円
			小 計 (イ)	18,359,333 円
建物	東京都渋谷区神泉町9番6号	明和地所株式会社	H 10・ 4・ 8	25,116,000 円
印紙代	東京都渋谷区神泉町9番6号	明和地所株式会社	H 10・ 4・ 8	8,667 円
			・ ・	円
建物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 木骨モルタル <input checked="" type="checkbox"/> (鉄骨)鉄筋 <input type="checkbox"/> 金属造 <input type="checkbox"/> その他		小 計 (ロ)	25,124,667 円

土地や建物の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。

(2) 建物の償却費相当額を計算します。

建物の購入・建築価額(ロ)	償却率	経過年数	償却費相当額(ハ)
<input type="checkbox"/> 標準			
25,124,667 円	× 0.9 ×	0.015 ×	26 = 8,818,758 円

(3) 取得費を計算します。

取得費	(イ) + (ロ) - (ハ) 円
	34,665,242

3 譲渡(売却)するために支払った費用について記載してください。

費用の種類	支払先		支払年月日	支払金額
	住所(所在地)	氏名(名称)		
仲介手数料	横浜市中区山下町84番地5 メトロタワー山下町5階	野村の仲介+ 横浜元町センタ ー	R 6・ 7・ 21	1,973,400 円
収入印紙代			・ ・	30,000 円
エアコン撤去費用	横浜市鶴見区馬場7-4-16	株式会社レオ レパード引越セン ター	R 6・ 8・ 29	29,700 円
			・ ・	円
			譲渡費用	2,033,100 円

修繕費、固定資産税などは譲渡費用にはなりません。

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用 条文	A 収入金額 ()	B 必要経費 (+)	C 差引金額 (A - B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C - D)
長期 一般	所・措・震 35条1項	円 57,800,000	円 36,698,342	円 21,101,658	円 21,101,658	円 0
	所・措・震	円	円	円	円	円
	所・措・震	円	円	円	円	円

ここで計算した内容(交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合は、4面の「6」で計算した内容)を「申告書第三表(分離課税用)」に転記します。

公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

(令和06年分)

氏名 宗像 尚郎

この明細書は、確認用です。

この明細書は、本年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金で一定のもの（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、公益社団法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します。

申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算」欄で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をします。

なお、公益社団法人等寄附金特別控除のほか、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、それぞれ順に「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」又は「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」により計算を行います。

1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	公益社団法人等寄附金の額	24,000	円
	以外の寄附金の額	404,000	
	+	428,000	
所得金額の合計額		34,849,284	
	× 40%	13,939,713	

公益社団法人等寄附金の額の合計額を書いてください。
(公益社団法人等寄附金の内訳)

寄附先の名称	寄附年月日	金額
公益財団法人日本ユニセフ協会	6・12・31	24,000 円
.	.	
.	.	

申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得金額等」欄の合計を転記してください。
(注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。

- ・退職所得及び山林所得がある場合.....その所得金額
- ・ほかに申告分離課税の所得がある場合.....その所得金額(特別控除前の金額)

なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の④の金額を転記してください。

2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

-	(赤字のときは0) 円	13,535,713
と の い ず れ か 少 な い 方 の 金 額		24,000
2 千 円 -	(赤字のときは0)	0
(-) × 40%	(100円未満の端数切捨て)	9,600
令和6年分の所得税の額		2,250,420
× 25%	(100円未満の端数切捨て)	562,600
公益社団法人等寄附金特別控除額 (と の い ず れ か 少 な い 方 の 金 額)		9,600

申告書第一表の③の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(⑤~⑦欄)に転記してください。
ほかに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の⑬の金額又は「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」の⑫の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の3」と書いてください。

令和 06 年分 医療費控除の明細書【内訳書】（確認用）

（兼医療費通知の記載事項）

この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

住所 神奈川県平塚市宮松町12番-18-432号

氏名 宗像 尚郎

1 医療費通知()に記載された事項

医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

被保険者等の氏名、療養を受けた年月、療養を受けた者の氏名、療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、被保険者等が支払った医療費の額、保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額 (自己負担額) (注)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補填される金額
円 ㉗ 45,330	円 ㉘ 45,330	円 ㉙

(注) 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

2 医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて入力することができます。上記1に入力したものについては、入力しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補填される金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
2 の 合 計			A 次業合計 ㉗	B 次業合計 ㉘
医療費の合計			A (㉗+㉘) 円 45,330	B (㉙+㉚) 円

3 控除額の計算

支払った医療費 (合計)	円 45,330
保険金などで補填される金額	
差引金額 (A - B)	(マイナスのときは0円) 円 45,330
所得金額の合計額	円 34,849,284
D × 0.05 (赤字のときは0円)	円 1,742,464
Eと10万円のいずれか少ない方の金額	円 100,000
医療費控除額 (C - E)	(最高200万円、赤字のときは0円) 円 0

A ← (㉗+㉘) 円

B ← (㉙+㉚) 円

C ← 申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。
(注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。
・退職所得及び山林所得がある場合... その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合... その所得金額(特別控除前の金額)
なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の㉜の金額を転記します。

D ←

E ←

F ←

G ← 申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

○この明細書は、確認用です。

○左記1、2に係る領収書等は確定申告期限等から5年間、自宅等で保管してください。